第２節　未確定更生債権に関する措置
　第１　権利の変更
　　未確定更生債権が確定した場合、確定一般更生債権として存在が確定した部分につき、更生計画認可決定確定日に、当該確定一般更生債権（後述する開始後利息及び遅延損害金を除く）のうち81％につき免除を受ける。
　　開始後利息及び遅延損害金は、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。
　　ただし、未確定更生債権が確定した日が更生計画認可決定確定日より後に到来する場合には、未確定更生債権が確定した日に免除を受ける。
　第２　弁済方法
　　前述第１による免除を受けない金額については、未確定更生債権が確定するまで弁済を留保する。
　　未確定更生債権が確定した場合、免除後の確定更生債権額を第１回分割弁済日から第７回分割弁済日に７分の１ずつに分割して弁済する（免除後の確定更生債権額を７分の１ずつに分割した額が１円未満の端数を生じる場合には、１円未満の端数を切り上げて弁済し、最終回で調整をする。）。
　　この場合において、第７回分割弁済日の３か月前（当該日を含む）までに、未確定更生債権が確定した場合には、未確定更生債権が確定した日以降初めて到来する分割弁済日において、免除後の確定更生債権額のうち、当該分割弁済日より前に到来した分割弁済日における弁済額を合わせて弁済し、未確定更生債権が確定した日が第７回分割弁済日の３か月前（当該日を含む）より後の場合には、未確定更生債権が確定した日から３か月以内に（ただし、第７回分割弁済日以降とする。）、免除後の確定更生債権額全額を支払う。
第６章　弁済資金の調達方法
　第１節　弁済資金の調達
　　更生債権等の弁済資金は、更生会社の完全親会社であるエルピーダメモリ株式会社（以下、「エルピーダメモリ」という。）からの借入、出資、若しくは更生会社とエルピーダメモリの間の取引により調達する。
　　更生会社の事業活動から生じる収益の予想、及び資金計画の内容は、「事業損益計画表兼弁済資金計画表」（別表10）記載のとおりである。
　第２節　予想超過収益金の使途
　　本更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び事業上必要な設備投資に使用する。ただし、裁判所の許可を得た場合には、マイクロンの同意を得て、本更生計画に基づく繰上弁済に使用する。
第７章　担保権等の措置
　第１節　存続する担保権
　　第１　リース債権に関する担保権
　　「存続する担保権一覧表（リース債権）」（別表11―１）の「担保目的物」欄記載の各リース資産にかかる担保権（更生計画認可決定時において残存しているものに限る）は、更生計画認可決定後も、当該表の「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続し、リース債権に関する担保権は、第３章第２節第１の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　　管財人は、リース期間満了までの間、引き続きリース物件を使用することができる。リース期間満了後のリース物件の処理については、更生計画によるリース債権の権利変更とそれを踏まえた当該リース契約に従うものとする。
　　第２　動産先取特権に関する担保権
　　「存続する担保権一覧表（動産先取特権）」（別表11―２）の「担保目的物」欄記載の動産先取特権に関する担保権（更生計画認可決定時において残存しているものに限る）は、更生計画認可決定後も、当該表「新しい債権額」欄記載の額に被担保債権を変更した上で存続する。管財人は、当該担保権の目的物について、裁判所の許可を得て売却・廃棄等の処分を行うことができ、動産先取特権に関する担保権は、当該処分がなされることにより当該担保権が消滅するとき、担保権放棄がなされたとき又は第３章第２節第２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。
　第２節　存続しない担保権
　　更生会社の財産に設定された全ての担保権のうち、本章第１節に定めのないものは、更生計画認可決定日に消滅する。
第８章　更生会社の措置
　第１節　株主等の権利の変更
　　第１　全株式の取得並びに消却
　　更生会社は、後述第２節の定めに従って行われる募集株式の発行に先立ち、当該募集株式にかかる金銭の払込みがされる日（以下、「募集株式効力発生日」という。）を効力発生日として、募集株式効力発生日の直前における更生会社の発行済株式6202株全部を無償で取得し、同日、その保有する自己株式全部を消却する。
　　第２　資本金の額の減少
　　更生会社は、その資本金の額３億1000万円を減少する。資本金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
　　第３　資本準備金の額の減少
　　更生会社は、その資本準備金の額10万円を減少する。資本準備金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
　第２節　募集株式の発行
　　第１　募集事項の決定
　　更生会社は、以下のとおり募集株式を発行する。
　　①　募集株式の種類：普通株式
　　②　１株の払込金額：５万円
　　③　募集株式の数：6200株
　　④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：エルピーダメモリが、マイクロンを引受人として、募集株式を発行した日（すなわち、更生計画認可決定日後で、各国における競争法上の承認、待機期間の経過等スポンサー契約に定められる条件が充足した日から少なくとも10日後の営業日でかつ月末の日で、エルピーダメモリの管財人が裁判所の許可を得て定める日）から３営業日以内の日で、管財人が裁判所の許可を得て定める日
　　⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
　　増加する資本金　　１億5500万円
　　増加する資本準備金　１億5500万円
　　第２　募集株式の割当て
　　前述第１の募集株式の全部をエルピーダメモリ株式会社（本店所在地：東京都中央区八重洲二丁目２番１号）に割り当てる。
　第３節　配当の制限
　　本更生手続中は、株主に対する剰余金の配当は行わない。
　第４節　株式譲渡の制限
　　取締役会は、本更生手続中、会社法136条又は同法137条の規定による株式の譲渡の承認請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。
　第５節　定款変更
　　更生計画認可決定日をもって、更生会社の定款の一部を「秋田エルピーダメモリ株式会社定款変更表」（別表12）のとおり変更する。ただし、本更生手続が終結するまでの間、本節による変更後の定款の規定において取締役会の決議により定めることとされている事項については、当該規定にかかわらず、管財人がこれを定める。
　第６節　役員の選任等
　　第１　役員の選任
　　更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役、及び監査役は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。新しい取締役、代表取締役、及び監査役（以下、取締役、及び監査役を併せて「役員」という。）は、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。